

宇佐美学舎本部 規約

(目的)

第1条 子どもたちがこの土地に生まれてよかったです、あるいはこの土地で生活できてよかったですと感じることができるよう、そして大人になって宇佐美が故郷だと感じができるよう、また、子どもたちが健やかに明るく素直に育つことができるよう微力を尽くすことを目的とする。

(活動方針)

第2条 活動の方針を次のとおりとする。

- (1) 宇佐美の自然、歴史、文化、行事、人物など、地域固有の事項について子どもたちが興味と関心をもつような活動を行う。
- (2) 学校授業及び学校活動を支援することにより、教員の負担を減らし、教員が子どもたちのために質の高い学校教育に邁進できる環境を提供する。
- (3) 責任を持った自律的な活動を心がける。

(名称)

第3条 この組織は、「宇佐美学舎本部」と称する。

2 第6条第1項第3号に規定する協力者登録簿に登載された方を含めて「宇佐美学舎」と総称する。

(事務所)

第4条 宇佐美学舎本部の事務所を伊東市宇佐美に置く。

(構成)

第5条 宇佐美学舎本部は、次の各号の全てを満足する者により構成する。

- (1) 第1条及び第2条に規定する目的、活動方針に賛同する者
 - (2) 第10条に規定する役員会の承認を得た者
- 2 構成員の人数は、概ね15名以内とする。

(事業)

第6条 目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) (自主事業) 宇佐美学舎本部が主催する事業
- (2) (支援事業) 学校授業支援等、宇佐美をフィールドとして行われる子どもたちに関する諸活動に対する支援事業
- (3) (登録事業) 活動に協力していただける方(団体を含む)を協力者登録簿に登載し、協力者登録簿を管理し、必要な配員をする事業

- (4) (企画書等作成事業) 必要に応じ、宇佐美学舎本部が支援する学校授業等の企画書、計画書等を作成する事業
- (5) (調整事業) 必要に応じ、宇佐美学舎本部が支援する学校授業等に伴う外部講師の調整、諸手続きの調整、関係機関の調整等の調整事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(総会)

- 第7条 定例総会を年一回開催する。また、必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 2 前項に規定する総会は次の事項の議決等を行う。
 - (1) 予算の議決、決算の承認
 - (2) 規約の決定及び改正
 - (3) 理事の選任
 - (4) 会計監査役の選任
 - (5) 会費の額の決定
 - (6) 前各号以外の重要事項の決定
 - 3 総会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は会計監査役から臨時総会開催の求めがあった時は、臨時総会を開催しなければならない。
 - 5 総会の議長は、理事長が務める。
 - 6 委任状の提出を含み、過半数の出席をもって総会は成立するものとする。

(理事)

- 第8条 宇佐美学舎本部を構成する者の内から理事を選任する。
- 2 理事の人数は、概ね15名以内とする。
 - 3 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(理事会)

- 第9条 理事により理事会を構成する。
- 2 前項に規定する理事会は、次の事項の議決等を行う。
 - (1) 予算、決算の調整
 - (2) 総会の議案の調整
 - (3) 第10条に規定する役員の互選
 - (4) 第7条第2項に規定する事項以外の事項の決定
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事会の議長は、理事長あるいは理事長が指名する者が務める。
 - 5 やむを得ない理由により理事会に欠席する理事がある場合は、過半数の理事の出席をもって理事会が成立するものとする。
 - 6 理事長は、理事以外の者をオブザーバーとして理事会に出席させることができる。

(役員)

第10条 理事の互選により、次の役員を選任する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

3 役員に欠員が出た場合は、速やかに役員を選任するものとする。ただし、この場合の任期は前任者の任期とする。

4 第1項各号の役員のほか、理事会の議決を経て必要に応じ時限的な役職を設けることができる。

5 役員は兼務することができる。

(役員会)

第11条 前条に規定する役員により役員会を構成する。

2 前項に規定する役員会は、次の事項を協議、決定する。

- (1) 総会及び理事会に属する権限に係る事項以外の事項の協議及び決定。
- (2) 予算、決算の理事会にはかる前の調整。
- (3) 総会議案の理事会に諮る前の調整。

3 役員会は、理事長が招集する。

4 役員会の議長は、理事長あるいは理事長が指名する者が務める。

5 理事長は、役員以外の者をオブザーバーとして役員会に出席させることができる。

6 役員会の会議記録を作成した時は、速やかに理事に報告しなければならない。

(会計監査役)

第12条 宇佐美学舎本部の構成員の中から会計監査役1名を選任する。

2 会計監査役は、理事となることはできない。

3 会計監査役は、宇佐美学舎本部の会計に関して監査を行い、総会でこれを報告する。

4 会計監査役は、必要がある場合は、理由を付して臨時総会の開催を理事長に求めることができる。

(会費)

第13条 第5条に規定する構成員は会費を納入する。

2 前項にかかわらず、活動の状況を勘案し、理事会の議決を経て時限的に会費を徴収しないことができる。

(入退会)

第14条 宇佐美学舎本部の構成員になる者は、役員会の承認を得なければならない。

2 宇佐美学舎本部の構成員であった者は、隨時退会できるものとする。

(規約に記載の無い事項)

第15条 この規約に記載のない事項は、役員会において決定することができる。

2 理事長は、前項の規定により決定した内容を直近の理事会及び総会において報告しなければならない。

【附則】

(適用日)

第1条 本規約は、令和7年8月4日から適用する。

【附則】

(適用日)

第1条 本規約は、令和7年7月16日から適用する。

(構成員)

第2条 発足時の宇佐美学舎本部の構成員は、次のとおりとする。

- ・木部比佐夫
- ・森篤

(理事)

第3条 発足時の理事は、第8条の規定にかかわらず次のとおりとする。

- ・木部比佐夫
- ・森篤

(事務局長補佐)

第4条 発足時は、第10条第4項の規定により、当分の間「事務局長補佐」の役職を設けるものとする。

(役員)

第5条 発足時は、第10条の規定にかかわらず役員は次のとおりとする。

- ・理事長 木部比佐夫 (兼 事務局長、会計)
- ・副理事長 森篤 (兼 事務局長補佐)

(会費)

第6条 発足時は、第13条第2項の規定に基づき、当分の間会費を徴収しないものとする。

(会計監査役)

第7条 発足時は、会計監査役は構成員の人数に鑑み、当分の間空席とする。

以上